**東京都社会福祉協議会の例**

Ⅰ－３　評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会（以下「本会」という。）の定款第○条、定款第○条第○項及び定款第○条に基づく評議員、役員の報酬蒔の基準、額及び費用釧賞に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第２条この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

　（1）評議員とは、定款第○条による者をいう。

　（2）役員とは、定款第○条による理事及び監事をいう。

　（3）常齠殳員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。

　（4）非常勤役員とは、第２号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。

　（5）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

　（6）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第３条　評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第　条に定める金額の範囲内で、別表第１に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

２　常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。

　ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

　(1)報酬、地域手当は、別表第２に定める１人当たりの月額の範囲内とする。

　(2)期末手当の額は、別表第２に定める年額の範囲内とする。

　(3)通勤手当の額は、職員旅費規定による。

　(4)退職金の支給について、評議員会が必要があると認めたときは支給額は退職金規定による。

３　非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第３に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第４条　前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第５条　本会は、第２条の第１号、第２号、第４号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

３　費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第６条この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

　(補則)

第７条この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則　　この規程は、平成◯年○月○日より施行する。

別表１　評議員の報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 報酬日額（１人当たり） | 年度総額（１人当たり） | 年間総額（合計） |
| 評議員 | 円 | 円 | 円 |

別表２　常勤役員の報酬

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 報酬月額  （１人当たり） | 地域手当  （１人当たり） | 期末手当年額  （１人当たり） | 年間総額  （１人当たり） |
| 役員（常勤） | 円 | 円 | 円 | 円 |

別表３　非常勤役員等の報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 報酬日額（１人当たり） | 年度総額（１人当たり） | 年間総額（合計） |
| 理事（会長以外） | 円 | 円 | 円 |
| 理事（会長） | 円 | 円 | 円 |
| 監事 | 円 | 円 | 円 |